

## 川崎市地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和2年4月1日局長決裁

2川ま交政第43号

### (設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、川崎市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画(以下この条において「地域公共交通網形成計画」という。)の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通網形成計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施状況に係る報告
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認めるもの

### (組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係する法第2条第2号に規定する公共交通事業者等の代表者
- (3) 自治会、市民団体その他の関係団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、やむを得ない事由により協議会を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって協議会の議決に変えることができる。

#### (専門部会)

第7条 協議会は、専門の事項の協議を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、専門部会について準用する。

#### (オブザーバー)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

#### (協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。

#### (庶務)

第10条 協議会の庶務は、まちづくり局交通政策室において処理する。

#### (委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。